**商品取引受託業務の廃止の公告**

　当社は、令和●●年●●月●●●日をもって商品取引受託業務を廃止することといたしました。

　商品取引所法第百九十七条第五項に規定する委託者の計算による商品市場における取引の結了の方法並びに商品取引受託業務に関し委託者から預託を受けた財産及びその計算において当該商品取引員が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な取引及び返還を必要とする財産はございません。

　以上、商品取引所法第百九十七条第三項の規定により公告いたします。

　令和●●年●●月●●●日

　　東京都港区六本木●丁目●番●号

　　　　　　　　　　日本官報販売所株式会社

　　　　　　　　　　代表取締役　官報　太郎

※掲載例中、緑色で記載した箇所は、必須項目ではありませんが、官報公告にはほぼ記載されております。

　効力発生日の三十日前までに公告が必要です。